# 平成29年度第3回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

### 1. 日 時:

平成30年(2018年)2月19日(月) 午前10時から午前11時15分

#### 2. 場 所:

箕面市役所本館2階特別会議室

#### 3. 出席者:

1) 箕面市都市景観審議会委員(9名)

委員奥村 好子 氏委員若本 和仁 氏会長加我 宏之 氏委員小澤 旬志 氏委員福田 知弘 氏委員津田 美砂 氏委員松出 末生 氏委員中川 寿子 氏

委員 横山 あおい 氏

2) その他

市関係者(2名)

事務局 (2名)

傍聴者 (0名)

#### 4. 会長の選出、会長職務代理の指名

前回の審議会後に委員の任期が満了となり、改選があったため、箕面市都市景 観条例第65条第1項の規定に基づき、委員の互選により加我委員を会長として 選出した。次に、加我会長が会長職務代理者として、福田委員を指名した。

### 5. 審議等の内容:

## 【案件1】太陽光発電設備の設置の規制について(報告)

市より、一定規模の太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定する件について説明を行った後、質疑応答を行った。

### <【案件1】の質疑内容>

会長:本案件は、大規模な太陽光発電設備の設置を規制する条例を議会に提案したことについての報告である。環境問題への取り組みとして太陽光発電設備は期待もされているが、もし箕面に大規模な太陽光発電設備が設置されると、箕面の特性である山なみ景観を破壊することになることになりかねない。そういった事案が発生する前に規制しておこうというものである。何か意見などはあるか。

委員:土地活用の一つとして売電目的で太陽光発電設備を設置する人もいれば、環境

問題の取り組みに積極的な人や企業が建物の壁などにデザイン的に配慮された太陽光発電設備を設置する場合もある。そのような配慮された太陽光発電設備についてはどのように取り扱うのか。

会長: そのような案件は山に近いエリアではなく、市街地のビル街のようなところで 行われる印象がある。条例の区域で言うと許可区域で発生する可能性が考えら れるが、この場合の取り扱いはどうするのか。

市: 箕面市内はほとんどが住宅地でありビル街のような建物は少ないと考えられる。 市内でビルが多くある場所としては船場地区がそれに当たり、今回の規制では 許可区域であるので、屋根でなく壁面であれば許可条件の範囲内で設置しても らうことになる。今回の規制は、近年、問題になっているような景観に影響を 与えてしまうような大規模な太陽光発電を、まず先手を打って規制することを 考えた。また、ビルの壁にデザイン的に設置されたものなどは、今回の許可基 準である周辺から遮蔽するという意味を考えると、ビルの壁のデザインに溶け 込んだ太陽光発電をどのように扱うかなど、今後の需要の高まりや技術の発展 なども考える必要がある。

委員:共同住宅の屋根の上は設置可能となっているが、大規模な共同住宅では、かなり大きな太陽光発電設備が設置され、景観に影響を与えるかもしれない。極端に考えると、陸屋根の上に大きな構造物を設置して、側面も含めて大規模な太陽光発電設備がつけられるかもしれない。もっと強い規則としてもよいのではないか。

市:この規制では、まずは影響が大きいと予測できる地上に平置きするタイプに焦点をあてた。また、航空写真などを見て検討した際に、住宅や共同住宅、高さのあるビルの屋根の上には、太陽光発電の設置を見つけることができたが、建物の上にある太陽光発電は道路などからはほぼ見えず、普段から目にすることはほとんどないと考えられる。しかしながら、太陽光発電の技術もどんどん進んでいくと考えられ、先ほどの意見にあったような太陽光発電が計画されるのであれば、対応について考える必要がある。

委員: 箕面の山の景観は大事だと思うので、このような条例で規制していくことは必要だと思う。一方で、国や行政は環境施策として再生可能エネルギーである太陽光発電を推進している側面もある。また、市の環境施策に太陽光発電の設置費用に対して補助金を出す取り組みなどもあったと思うが、整合はとれているのか。

市:今回の規制の前提としては、環境に良いから景観を壊してもよい訳ではなく、 箕面の良好な景観を守っていくことと両立を図るためであり、規制は必要であ ると考えている。設置される状況や景観をよく考えずに太陽光発電設備を設置 するのではなく、景観面や住環境もきちんと優先して設置していくということ を箕面市は大切にしていきたいと考える。また、市は以前、住宅に設置する太 陽光パネルに補助金を出していたことはあるが、現在は補助金は廃止されてい る。また、大阪府では 10 kW未満のものに設置費用の貸し付けを行っている。 今回の規制の内容も、これらの補助制度と整合がとれていると考える。

- 会長:自然景観を観点に考えると、再生可能エネルギーとして推奨された風力発電の 風車が話題になったことがあった。連立する風車に対して景観保全を図るべき との意見もかなり多く出た。自然を守っていくために環境問題に取り組むこと も大切であり、もう一方で、箕面の景観や地域らしさを守っていくことも大切 である。今回の規制はこれまで育んできた箕面らしい景観を重要視していくと いう箕面市としての意思表示であると考えられる。
- 委員:禁止区域について、彩都や森町には業務系の施設を誘致する地区がある。そこでは大きな倉庫などの屋根に設置する場合や敷地の一部に省エネ対策で設置される場合が予想される。敷地もかなり大きいので、売電とせずとも、余った敷地部分に太陽光発電を設置するケースがあるのではないか。その場合、住宅地区から見えないように計画するものは、設置が可能な方向で考えてもよいのではないか。
  - 市:今のところ、彩都や森町の施設誘致エリアの土地は、建築物を計画する以外の、 平置きの太陽光発電設備が設置されるような計画は聞いていない。やはり住宅 地区のすぐそばに地面に平置きの大規模な太陽光発電設備が置かれるのは景 観上良くないことであり、設置を規制していくべきだと考えている。
- 会長:この先、色々なパターンの太陽光発電設備がでてくることが予想され、規制に ついても今後の状況をみながら対応を考えていくことになるかもしれないと 思う。緑地計画の側面から考えると、余った敷地部分を緑地として整備することも環境面で意味があると思う。
- 委員:条例の中でどこまで詳しく書くのか。色々なケースに対応していくとすれば、 部分的に条例改正を繰り返すのも難しいのではないか。規則や要綱などで細か く書く部分もあるのか。
  - 市:規制の対象となる太陽光発電設備の定義などの根本的な部分は条例で定める。 例えば、設備から100m程度の公共空間を指す範囲は100mを基本として地形 の特性によっては縮められるなどについて規則で定めていく予定である。
- 会長: 箕面市の近隣の市町で見られる太陽光発電設備の設置とその造成は、住宅地に近い場所だと思うが住民からは反対があったのか。
  - 市:設置されてしまった事例もあるが、その近くで新たに計画されている太陽光発 電設備については、反対があると聞いている。
- 会長:大阪府内でも、山林において林地開発許可による造成が一旦行われて、その後、本来は山林を復元するところに、太陽光発電設備に置き換わって設置されるケースもある。景観的にそれでよいのかという議論もあるが、なかなか景観をどう考えるかという議論は進んでいないのが現状である。そのような中、今回の規制は、箕面市としては一歩踏み出して、一定の規制をつくり、景観的な観点から地域らしさ、箕面らしさを大切にしていくという取組といえる。市民全体でつくってきた良好な景観を保持するために先手を打って規制を考えていくとのことである。各委員より、規制内容やその運用について色々とご意見をい

ただいたが、他に意見はあるか。

【意見なし】

会長:案件1について終了する。

## 【その他】景観配慮事例の報告(報告)

市より、箕面市における景観配慮を実施した建築物や広告物の事例について説明を 行った後、質疑応答を行った。

## <【その他】の質疑内容>

会長:市内で行われている景観配慮の事例について、情報共有を行えることは意味深いと考える。何か意見などあるか。

委員:広告物については、取り付ける事業者にとっては特にこだわるところでもあり、 基準に対して反発する場合があるのではないか。

市:設置する人と届出を受ける中で色々と話はする。そのなかで、箕面市に既にある景観的に配慮された広告物を参考に協議を行い、設置者に理解してもらい景観的に配慮していただいている。

会長:過去に、市民からの意見によって店が自主的に看板を変更したという事例があった。箕面らしい事例であって、条例などに基づいた基準も大切であるが、市 民の声も大切であり、こうした声を店側も重要視したといえる。

委員:事業者の看板サインであっても、他の地域で一般的によく見るパターンと比べて、箕面市にあるサインは落ち着いた色彩となったようなものがある。もしかするとそのことに気づいていない市民もいるかもしれないが、こうした地域らしさは大切であると感じる。

委員:先ほどの案件である太陽光発電設備について、例えば、彩都に地面に設置された太陽光発電設備の事例がある。この太陽光発電設備は、周辺に住んでいる住民からは、宅地や住宅が並ぶまちなみ、彩都の住宅地としての地域らしさのなかで違和感があるという声もある。今回報告を受けた太陽光発電設備の規制に関する条例の制定で、現状が変わることを期待する住民もいると思う。

市: 今ある太陽光発電設備については、条例制定後すぐに禁止や撤去となるわけではないが、将来的に設備の変更や交換を行う際には、条例が適用される。

委員:既にあるものについて、すぐに撤去されるわけではないが、今以上に増えない ということに期待できると思う。

会長: 彩都の茨木市側、箕面市側でもまちの雰囲気が違う。また、国道 171 号を走り 箕面市域に入ったあたりで、店舗の広告の出し方や、建物の並び方の雰囲気が 変わると感じる。これは、箕面らしいまちなみや景観があるということであり、 大切にしていくものといえる。他に意見はあるか。

【意見なし】

会長:その他の案件について終了する。

以上